

令和4年10月28日

令和4年 第10回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和4年第10回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和4年10月28日（金曜日）午後2時00分～午後2時50分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教 育 部 長 小 俣 学

教育部参事兼
教育指導課長
教育施設担当
課 長

小 野 隆 一

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

中 橋 健

指導担当課長
（統括指導
主 事）

菅 野 恭 子

青 少 年 課 長

石 川 博 隆

生涯学習課長 高 田 匡 章

中央公民館長

伊 藤 智

中央図書館長 浴 靖 子

6. 書 記

庶 務 係 長 長 瀬 由美子

主 事 高 萩 亜沙美

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 4 3 号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則

第 4 その他報告事項 (1) 東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルの変更について

(2) 中学校特別支援教室（ステップ教室）における拠点校の変更について

(3) 令和 5 年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱（案）について

(4) 東大和市民会館指定管理者公募に関する今後の日程について

◎開会の辞

○真如教育長 皆さん、こんにちは。

令和4年第10回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員でお願いいたします。

○岩田委員 はい、分かりました。

○真如教育長 今日は傍聴される方はいませんので、そのまま続けます。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

それでは、9月20日から10月25日までの教育長諸務報告であります。

9月20日、火曜日から9月21日、水曜日まで令和4年第3回市議会定例会に出席をいたしました。

9月22日、木曜日、教育委員会定例会に出席をいたしました。

9月25日、日曜日、第52回ふれあい市民運動会に出席をいたしました。

9月26日、月曜日、校長会役員会（オンライン）に出席をいたしました。

9月27日、火曜日、第23回MOA美術館東大和児童作品展に出席をいたしました。

9月28日、水曜日、令和4年度東大和市教育委員会主要施策会議に出席をいたしました。

9月29日、木曜日、第四小学校を訪問いたしました。

9月30日、金曜日、市職員辞令交付式に出席をいたしました。

続いて、第二中学校に教育委員会訪問をいたしました。

10月1日、土曜日、第45回市政功労者表彰式に出席をいたしました。

10月3日、月曜日、市職員辞令交付式に出席をいたしました。

続いて、市職員永年勤続表彰に出席をいたしました。

続いて、教育委員懇談会に出席をいたしました。

10月4日、火曜日、杉並区立高井戸第二小学校を視察いたしました。

10月7日、金曜日、東京都市町村教育委員会連合研修会（オンライン）に出席をいたしました。

10月8日、土曜日、東大和元気寄席夢のバラエティーショーを市長と観覧いたしました。

10月11日、火曜日、校長会に出席をいたしました。

続いて、武蔵村山市にあります合同会社Walkを視察いたしました。

10月12日、水曜日、令和4年度第2回行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

続いて、東京都市教育長会定例会に出席をいたしました。

10月13日、木曜日、副校長会に出席をいたしました。

10月14日、金曜日、令和4年度東大和市戦没者追悼式に出席をいたしました。

続いて、北多摩北地区公立中学校長会に出席をいたしました。

10月15日、土曜日、第52回東大和市民文化祭開会式に出席をいたしました。

10月16日、日曜日、第53回東大和市民体育大会柔道大会に出席をいたしました。

続いて、東大和市日本舞踊連盟20周年記念発表会に出席をいたしました。

続いて、東大和市民謡連盟秋季大会に出席をいたしました。

10月18日、火曜日、第三中学校に教育委員会訪問をいたしました。

10月23日、日曜日、令和4年度東大和市総合防災訓練に出席をいたしました。

10月25日、火曜日、校長会役員会に出席をいたしました。

続いて、東大和市指定管理者選定委員会に出席をいたしました。

教育長諸務報告は以上でございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 質問ではないんですけれども、やはり去年までぐらいの資料から比べると随分出席されることが多くなったように思い、コロナが少し落ち着いてきている証拠なのかと思いました。たくさん出席していただいてどうもお疲れさまでした。

○真如教育長 ありがとうございます。

ありがたい話で、毎日ありました。皆さん今まで休みになったものが、実際に

今度はまた元に戻してやりましょうというそういった気持ちがあったのか、非常に熱心でした。午前中から午後にかけてというのもありましたし、そういうような状況でした。皆さんいい顔していました。やはり久しぶりでしたので、私もいい顔していたと思います。とにかく話をする方が多かったです。今まではそんなにいろいろな話をするとはなかったとは言いませんけれども、それよりももっともっと多くの方が寄ってきてくださって、それで話をすることができました。ありがたいことだと思っています。

あとはよろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、日程第2、教育長諸務報告が終わりました。

◎日程第3 第43号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第3、第43号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第43号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、学童保育所の入所申請に際し、従前の基準指数に加え、単身赴任者等の調整指数の新設、生活困窮による育成料等の免除手続の変更、疑義が生じる点の明確化等の所要の改正を行うものであります。

内容についてご説明申し上げます。

4枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。A4の横になっている新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと存じます。

それでは、第4条の第2項は、入所することができない児童に関する規定であります。入所が適当でないと認められる児童について、学童保育所の円滑な運営の観点から「他の児童の育成を著しく妨げると認められる児童」を追加するものであります。網かけになっているところです。右側の第4条の2項、網かけになっている一番右に追加と書いてある内容です。同様に網かけの部分についてご

説明をさせていただいてまいります。

続きまして、第5条でございます。入所申請に関する規定であります。調整指数の導入に伴い、新設しました別表第3に該当する場合、その内容を証明する書類を添付する旨の規定を追加するものであります。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

第6条でございます。第6条は入所の承認等に関する規定であります。第2項から第4項につきましては、別表の備考2に規定されておりました内容を条文として追加するものであります。

なお、第4項につきましては、入所指数が同位であった場合の優先順位に関する規定であります。市としての見解を統一するため、類型ごとの優先順位を保育園の入園に係る優先順位にそろえるものであります。

また、第2号につきましては、類型による優先順位も同位であった場合の優先順位に関する規定であります。従前は就労場所が東大和市の区域内にある保護者と教育委員会が定める要件に該当する保護者を優先としておりましたが、より学童保育を必要とする児童を優先するため、「就労日数又は時間、家族構成等の家庭状況を総合的に考慮し、より保育が必要と教育委員会が認めた保護者」に改めるものであります。

続きまして、3ページをご覧ください。

第8条です。第8条第2項及び第3項につきましては、第6条に新たな項が規定されまして項ずれをしたことに伴う改正であります。

一番下の第9条につきましては、育成料及び延長育成料の免除に関する規定であります。第1項の免除申請書に添付する書類について、住民票の写しは情報連携による確認となっているため不要となっていること、また、申請月前の3月分の収入を証する書類のほかは個々の状況を勘案して別に指定する必要がありますことから、文言整理を行うものであります。

また、4ページの第5項につきましては、受益者負担の公平性の確保のため、当該免除の決定を受けた場合に、生活困窮の状況が継続していることを確認するために書類の提出を求めるものであります。

その下の第6項につきましては、本人から免除理由消滅申告書が提出された場合、もしくは第5項の書類が提出されず免除要件に該当していることが確認できない場合に免除の決定を取消しし、その通知を行う旨の規定の追加であります。

第9条の第7項、一番下になります。右側ですが、ここの第7項につきましては、ただいまご説明の2つの項が追加となりまして項ずれしたことに伴い改正するものであります。

続きまして、5ページをご覧ください。

次は、第10条です。第10条につきましては、第6条の項ずれに伴う改正でございます。

真ん中辺に附則とございます。附則につきましては、施行日を一番下の網かけです。網かけのところの附則でございますが、こちらは施行日を令和5年4月1日からとし、令和5年度の東大和市立学童保育所の入所の承認等のこれらに関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、条例施行規則の規定の例により行うことができることを定めるものであります。

続きまして、6ページでございます。

別表第2でございます。別表第2につきましては、児童福祉法上、学童保育所の放課後健全育成事業の対象が父または母だけでなく主に親権を持つ保護者でありますことから、別表中の「父又は母」という部分について削除をし、現に児童を監護する保護者が各項に該当すれば学童保育所に入所できるものとして改正するものであります。

また、その別表にあります1の疾病の項につきましては、入院と居宅の状況に分割をし、居宅の細目に感染性の疾病もしくは精神疾患により医師が児童を監護できない場合を追加するものであります。

2の障害の項につきましては、障害の程度により点数を変える改正を行うものであります。

続きまして、7ページをご覧ください。

3の災害の項につきましては、保護者自身が被災した場合を対象とすることを明確にするための文言調整を行うものであります。

続きまして、8ページをご覧ください。

5の介護等の項につきましては、介護等の対象の親族と同居、別居に分割をし、親族の障害について、その状態を明確にするものであります。

続きまして、9ページをお開きください。

8の不存在の項につきましては、こちらは父または母のいずれかが不存在である場合については調整指数に、両親ともに不在である場合は、他の親権を持つ者

の状態により要件を確認するものとして、8の項は削除をするものであります。
こちらにつきましては、11ページをご覧ください、別表3、右側の別表3の3の項に「保護者のいずれかが死亡、離婚、その他の理由により不存在の場合」とこちらのほうに移行いたしましたので、9ページの不存在、項番8の不存在は削除するものであります。

続きまして、10ページをご覧ください。

表末の備考につきましては、条文化または調整指数の規定への変更に伴い、備考2番、4番、6番、8番、9番を削除するものであります。

続きまして、11ページをご覧ください。

最後に、別表の第3につきましては、改正前の備考の規定により指数を加算、減算していたものを調整指数に変更し、新たに内職の減算、それから単身赴任の加算を規定するものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

何かご質問ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第43号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第4 その他報告事項

○真如教育長 日程第4、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルの変更について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 それでは、東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルの改訂についてご説明申し上げます。

まず、今回の改正の理由ですが、給食課が教育総務課給食係へ変わったこと、押印について見直しを行っていることからマニュアルの改訂を行う必要が生じたものでございます。それに合わせまして、学校と一緒に対応しているところでございますが、学校から対応が多い箇所や記入間違いが多い箇所等について文言の整理を行うものでございます。

主な内容といたしましては、ただいまご説明させていただきました教育総務課給食係に変わった点、それと学校さんの問合せが多い点の改正、それと最後に1点、押印です。書類、面談をした後に保護者の方にサインをしていただいて押印をしていただくところがございます。こちらにつきましては、後ほどご説明いたしますが、市のほうでも押印の廃止というのを進めておりますので、それに基づいて廃止をするものでございます。

それでは、その他報告資料（1）正誤表のほうをご覧くださいと思います。

左側が修正前、右側が修正後で、修正後の網かけになっている箇所が修正後の案と修正箇所となってございます。

その他報告資料の正誤表4ページをお開きください。

私、ただいま正誤表と申し上げました。新旧対照表の誤りでございます。訂正をさせていただきたいと思います。

すみません、新旧対照表4ページ、16行目からになりますが、アレルギー疾患に対応するために理解しておくべき資料の日付、各種資料改訂がされておりました日付が変わっておりますので、最新のものに修正するものでございます。

次のページ、5ページ、右下の5ページの1行目、「新小学校1年生については」の文言を整理で削除するものでございます。

5ページ下部のほうの表になります。表の修正で、最新の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン、国で出しているものです。こちらと表記を合わせるものでございます。

では、しばらくおめくりいただきまして14ページをお開きください。

新旧対照表14ページ、右側中ほどになりますが、学校、ここに「及び関係者等の情報共有」の文言を追加するものでございます。アレルギー対応におきましては、昭和病院のアレルギー対応ホットラインの先生方等ともそのときの対応で情報共有が必要になることから、「関係者等」の文言を追加するものでございます。また、「給食課への情報提供同意」の削除をするものでございます。

申し訳ございません。「関係者」と私今申し上げましたが、「関係機関」の誤りでございます。すみません。

16ページをお開きください。

16ページ、④の保護者との最終確認についてでございますが、先ほどご説明いたしました「捺印」のほうの削除でございます。こちらにつきましては、市のほうで押印廃止が進められておりまして、参考となるものとしては、本日資料としてはお配りしておりませんが、登録印によらない押印、いわゆる印鑑証明とかそういう登録がないものでの押印につきましては、本人確認の手段としての効果は大きくないということで、原則廃止するというところで市のほうで方針が示されておりまして、ここで押していただいているのは、普通の三文判等の印鑑ですので、これについては廃止をしていただくと。ただ、サインについては保護者さんに直筆でサインをお願いするものでございます。

続きまして、しばらく進みますが、25ページをお開きください。

25ページですが、こちらは「給食課」となっておりましたのが「学校給食センター」に変更するものでございます。

次のページ、26ページをお開きください。

26ページの18行目、右側になりますが、こちらも面談をした後に保護者さんのサインと押印を求めておりましたが、先ほどの市の方針に照らし合わせまして廃止をするものでございます。

最後、27ページ、10行目になります。「本マニュアルP19に記載されている」の文言を追加いたしまして、第2章食物アレルギーへの具体的な対応、学校の対応の文言を削除するものでございます。また、こちらのほうはマニュアルを讀んでいて参照しづらいということがご意見としてありましたので、こういった形で改正をするものでございます。

それで、しばらく様式で細々としたところの文言修正はございますが、その後、今度様式のほうのページでまた1から始まってしまっているんですけども、様式7でございます。11ページをお開きください。

様式の新旧対照表の11ページの一番下のところですが、こちらが先ほど押印を廃止すると申しました1か所目になります。一番下の右側になります。保護者氏名、こちらは直筆でサインをしていただいて、印鑑を廃止するものでございます。

同じく2枚おめくりいただきまして、14ページになります。

14ページも面談の後、それを記入していきまして、一番最後のところで保護者氏名と押印を求めています、この押印につきまして廃止をするものでございます。

説明のほうは以上となります。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 エピペンって現状はどのくらい使っているのでしょうか、学校で。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 学校で食物アレルギー反応が出た場合に使用することとしているんですが、まず昭和病院のホットラインで先生にご連絡をして使用の指示があった場合に、他人が打ちますので、先生から指示があった場合に打つという形で、年に1回あるかないか程度、学校での使用はそのくらいというふうには伺っております。

以上でございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 アレルギー疾患を持つお子さんのご家庭との面談は、学校のほうではどなたが何名体制とかで行っているか教えていただけますか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 面談につきましては、実施している時期が実は例年11月、12月、1月、2月で行っているわけなんです、学校におきまして、学校長もしくは副校長である管理者、それと学校の養護の先生、それと給食センターの栄養士、それと保護者と当該お子さんというメンバーで面談しております。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにありますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項(2) 中学校特別支援教室(ステップ教室)における拠点校の変更に
ついて、本件の報告をお願いいたします。

教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 それでは、資料（２）中学校特別支援教室（ステップ教室）における拠点校の変更についてご覧ください。

令和５年度より、中学校特別支援教室（ステップ教室）の巡回指導体制を拠点校２校体制から１校体制へ変更いたします。

現行をご覧ください。

これまで拠点校２校の教員が各グループの巡回校において巡回指導しておりました。

変更後についてご覧ください。

拠点校を第二中学校の１校に集約し、拠点校の教員が巡回校において巡回指導するという形の体制を取ってまいります。

変更によるメリットでございますが、生徒数の変動に応じた柔軟な対応が可能であること、中学校全体の巡回指導体制が統一化されることにより指導内容の質の向上が期待できること、多様な実践事例が蓄積することにより、より適切な指導・支援の提案が行えること、ＯＪＴ等による人材育成が図れることが考えられます。

今回、三中が拠点校でなくなるため、第一中学校及び第三中学校の対象の保護者の皆さまがその影響を心配されることが想定されますので、説明会を実施しまして、生徒や保護者には影響がないということをお伝えしたいと予定しております。

私からは以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項（３）令和５年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱（案）について、説明の報告をお願いいたします。

青少年課長。

○石川青少年課長 青少年課長、石川でございます。

それでは、私のほうからその他報告（３）令和５年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱（案）につきましてご説明申し上げます。

青少年課では、放課後の児童の居場所確保事業の一つといたしまして、児童館等で放課後の児童の見守りを行うランドセル来館事業、毎年要綱を定めて実施しております。

このランドセル来館事業と申しますのは、児童が下校後、自宅に帰宅せずに直接ランドセルをしょったまま児童館に来館して、児童館の職員が見守りをするこゝとで放課後の時間を過ごすことができる事業であります。

平成30年度までは、学童保育所の入所保留となった児童の待機児童対策という形で実施をしておりましたけれども、利用者の方々の利便性に考慮いたしまして、平成31年4月からは、学童それからランドセル来館事業、どちらかを選択して利用できるようになっております。学童保育所、またランドセル来館事業、共に現在入所中ですとか利用中であっても、その次の年度分についてはまた新たに利用の申請をしていただく、毎年次の年の申請の利用をしていただくという形になってございます。

それで、令和5年4月1日、来年の4月1日からの入所利用に際しまして、先ほどご審議いただきました東大和市立学童保育所条例施行規則ですとか、その条例のその規定に基づいて作成をいたします学童保育所の分と合わせまして、ランドセル来館事業の利用案内、これをセットにしてお作りするわけですがけれども、これは本年11月中に保育園ですとか学校ですとか関係各所に配布をし、12月の中旬以降からこの利用の申請の受付をこちらのほうで開始する必要がある場合がございますので、この当該利用案内の作成に先立ちまして、令和5年度の実施要綱（案）の制定について、この定例会にご報告するものでございます。

それでは、中身、資料（3）をご覧くださいと思います。

第1条は、この事業の目的について定めるものでございます。

続きまして、第2条は、実施施設についての規定でございます。現在は、市内に6館ある児童館のほか、教育長が認める必要がある施設としまして、第二小学校及び第四小学校の教室の一部をお借りして実施してございます。

第3条の第1項は、利用できる対象者についての規定でございます。先ほどご審議いただいた学童保育所条例施行規則に定めます入所基準に該当する児童、これに加えて、配偶者の一方が死亡や離別その他の理由により不存在の保護者、いわゆるひとり親が求職や就職活動を行う児童としております。このひとり親の求職というものは、学童保育所のほうの入所の要件としての規定はないわけなん

ですけれども、ひとり親が日中求職活動を行う時間帯に適切な監護が受けられない児童につきまして、このランドセル来館事業の対象者に加えるものでございます。

同条第2項は、利用の対象者とならない児童の規定でございます、こちらも学童保育所条例の施行規則第4条第1項と同様となっております。

次に、第4条ですけれども、こちらは事業の休業日について定めるものでございます。

続きまして、第5条は、事業の利用時間についての規定でございます。

続きまして、第6条は、事業の利用に係る手続の規定であります。このうち第4項は、利用の承認期間についての規定でございます、利用の開始の日が属する年度の3月31日まで最長で利用できるという形になっています。ただし、ひとり親の求職、これを要件として承認した場合につきましては、一つの年度につき1回、入所月の1日から1か月、最長で2か月というふうにするものでございます。

第7条は、事業の利用の取消しについての規定であります。

第8条は、費用負担について定めるものでございます。ランドセル来館事業は、学童保育所と異なり費用は無料となっております。

第9条は、補則としましてこの要綱に定めるもののほか必要な事項につきましては、教育長が別に定めるものというふうに規定をしております。

最後、附則であります、この要綱の施行日は令和5年4月1日からであります、施行日以後のランドセル来館事業の利用の承認及びこれらに関して必要な手続その他の行為につきましては、施行日前においても令和4年12月1日からこの要綱の規定により行うことができるものとするものでございます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 教えていただきたいんですが、利用時間が午後5時までとなっておりますが、親御さんがお迎えに来なくても午後5時まで、例えば冬時間になるとかなり暗いんですけれども、子どもだけで帰すということをしているのかとこのものを読んだときに感じたんですが、その理解でよろしいでしょうか。

○真如教育長 青少年課長。

○石川青少年課長 こちらのランドセル来館事業につきましては、保護者の方のお迎え等は必ずしも義務づけをされておられませんので、平日ですと放課後から午後5時までということで暗くなってしまうかもしれませんが、連絡帳等で、あらかじめ利用する日やその時間帯、何時帰りしますということを確認して、お子さんによって個別に把握に努めております。真っ暗で心配であれば早めに帰っていただくとか、お子さんが危険に遭わないような形で配慮しているところでございます。以上です。

○内野委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ、先に進みます。

報告事項（４）東大和市民会館指定管理者公募に関する今後の日程について、本件の報告をお願いいたします。

生涯学習課長。

○高田生涯学習課長 それでは、その他報告事項（４）東大和市民会館指定管理者公募に関する今後の日程についてにつきまして報告をさせていただきます。

資料につきましては、その他報告（４）をご覧くださいと思います。

市民会館ハミングホールにつきましては、本年４月１日から事務の主体が市長部局から教育委員会のほうに移管をされまして、現在、生涯学習課で事務を行っているところであります。現指定管理者の指定期間が令和６年３月31日をもって満了することに伴いまして、新たな指定管理者を決定するため公募事務を開始するものであります。

公募に関する日程は、この一覧表に記載のとおりでありますけれども、11月１日になりましたら、公募を行う旨を広報するとともに募集要項等を配布し、記載のスケジュールで事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

事業者につきましては、教育長、また教育部長のほうもメンバーでございますけれども、副市長を委員長といたします指定管理者選定委員会というものがありまして、この日程で申し上げますと（２）から（５）、こちらの日程で選定のほうを行います。選定結果につきましては、（７）に記載がありますけれども、令和５年４月の教育委員会定例会、また（８）に記載がございますけれども、６月

議会の市議会定例会にそれぞれ議案として提出をさせていただく予定であります。

指定管理者の公募に関する事務につきましては、生涯学習課、これまで社会教育課でありましたけれども、体育施設につきましては実績等ありますけれども、市民会館ハミングホールにつきましては、教育委員会に事務が移管されて初めて公募の手続を取ることにになりますので、事務に遺漏がないよう慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○真如教育長 何かご質問はございますでしょうか。

藤宮委員。

○藤宮委員 (10) の債務負担行為の議決というのは、使用料のことですか。

○真如教育長 生涯学習課長。

○高田生涯学習課長 一覧表の中の(10)の債務負担行為の議決でありますけれども、こちらは指定管理委託料となります。現在で申し上げますと、概算であります約9,000万から1億円ぐらいの経費を5年間にわたって支出をすると、そういった内容の議決であります。

以上でございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第10回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 2時50分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 岩田 圭子